

こどもに関する政策パッケージ

内閣官房
令和3年11月30日

趣旨

- こども政策については、これまで、少子化社会対策大綱等により、幼児教育・保育の無償化や待機児童解消に向けた取組、高等教育の修学支援新制度の実施など、施策の充実を図ってきた。
- 一方、コロナ禍は、孤独・孤立や将来への不安など、子どもや結婚、妊娠・出産・子育ての当事者にも多大な影響を与えており、我が国の有事とも言うべき少子化の進行・人口減少の課題、そして虐待を始めとする子どもをめぐる様々な課題は、更に深刻さを増している。
また、子育てや教育に関する経済的負担の軽減策の拡充など、財源確保と合わせて検討すべき課題も残されている。
- 去る19日には、これら喫緊の課題に対し、政府を挙げて、できることから早急に取り組んでいくべく、「新たな経済対策」を踏まえ、「こどもに関する政策パッケージ(経済対策関係)」をとりまとめ、公表した。
- 29日には、今後のこども政策の理念、今後取り組むべきこども政策の柱について、こども政策の推進に係る有識者会議報告書がとりまとめられた。新たな行政組織については、年末までの基本方針の決定に向けて検討が進められている。
- 一方、少子化社会対策大綱等に加え、上記報告書も踏まえ、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携して、新しい行政組織を待たずしてできるものから強力に推進していくことも必要である。
今般のパッケージでは、各府省で本年度に引き続き来年度以降も推進すべき事項を、KPIを整理しつつまとめるとともに、中長期的な検討課題も付記した。これにより、各府省のこども政策を強力に推進していく。

【結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境整備】

- 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援(地域少子化対策重点推進交付金)
- 令和4年度当初からの不妊治療の保険適用

【子育てや教育に関する経済的負担の軽減】

- 出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の検討
- 高等教育の修学支援の着実な実施
- 児童手当の効果的な支給・支給要件の在り方等の検討

【様々な事情を抱えた子ども・家庭に対する支援の充実(予防的支援を含む。)]

- 市区町村における家庭・養育環境支援の強化等を図るための児童福祉法等の改正の検討(子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのための体制整備を含む)
- いわゆる未就園児やその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
- 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した在宅の3歳未満児及び未就園児に対する支援の充実の検討
- こどもに関する各種データの連携によるプッシュ型支援の検討
- 障害のある子どもの保育等の推進
- ヤングケアラーの支援体制の強化
- 里親委託の推進等による社会的養育の充実や、社会的養護経験者の自立支援
- ひとり親の就労支援の推進

【子どもの安心・安全の確保】

- こどもをわいせつ行為から守る環境整備(日本版DBSの在り方の検討)
- 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の検討

【政策を進めるに当たっての共通の基盤】

- 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり(大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」)
- 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進(「ユース政策モニター」)
- こどもに関する政策を押し進めるために必要な安定財源についての検討

結婚・妊娠・出産への支援

- ✓ 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援（地域少子化対策重点推進交付金）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦総合対策事業の実施
- ✓ 産後ケア事業の全国展開
- ✓ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた対応

仕事と子育ての両立

- ✓ 新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等及び人材の確保
 - ✓ 放課後児童クラブの整備の促進
 - ✓ 保育所、幼稚園、児童相談所、放課後児童クラブ等におけるICT化推進
 - ✓ 保育所、幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策への支援
 - ✓ 地域子ども・子育て支援事業における感染症拡大防止対策に係る支援
 - ✓ 児童福祉施設等の感染症対策のための改修整備、防災・減災対策等事業
 - ✓ 保育等の現場で働く方々の収入の引上げ
- ※ 子ども・子育て支援に関する連携体制の促進

子育て世帯への経済的支援・住宅支援

- ✓ 子育て世帯への給付（仮称）
- ✓ 新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金
- ✓ 子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援
- ✓ 子どもの安全確保や親の孤立・孤独防止に資する共同住宅の整備
- ✓ セーフティネット登録住宅を活用した子育て支援
- ✓ UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援
- ✓ 居住支援協議会等の活動への支援

困難を抱える子ども・家庭への支援

- ✓ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）
- ✓ 市区町村における家庭・養育環境支援の強化（*）
 - ・母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備
 - ・マネジメント機能強化のためのサポートプランの作成
 - ・家庭・養育環境の支援事業の充実（ペアレント・トレーニングの提供等の親子関係形成支援の推進等）
- ✓ 児童相談所の支援機能の強化（*）
 - ・保護者支援の充実
 - ・支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の提供
 - ・社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
 - ・子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのため体制整備 等
- ✓ 障害児に対する支援の充実
 - ・医療的ケア児支援センター開設支援
 - ・児童発達支援センターの機能の強化（*）
- ✓ こどもに関する各種データ（保育・福祉・医療・教育等）の連携による支援（プッシュ型の取組に活用する実証事業の支援）

（*）市区町村における家庭・養育環境支援の強化等を図るための児童福祉法等の改正の検討

子ども・子育て世代の視点に立った施策推進の仕組み、安心安全な環境整備

- ✓ 合同点検を踏まえた通学路における交通安全の確保に係る対策
- ※ 結婚・妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり（大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」）
- ※ 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進（「ユース政策モニター」）

今年度に引き続き来年度以降も実施する・検討していく事項

○ 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うとともに、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、主に以下の取組を行う。

＜結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境整備＞

- ✓ 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援（地域少子化対策重点推進交付金）（再掲）
- ✓ 不妊治療の保険適用
- ✓ 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備
- ✓ 改正育児・介護休業法を踏まえた男性の育児休業の取得促進
- ✓ 子ども・子育て支援に関する連携体制の促進（再掲）
- ✓ 特定妊婦等課題のある妊産婦等の把握
- ✓ 小児医療体制の確保の検討
- ✓ 小児慢性特定疾病児童への支援・データベース登録システムの整備
- ✓ 代謝異常児等特殊ミルクの供給

＜子育てや教育に関する経済的負担の軽減＞

- ✓ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施
- ✓ 義務教育段階、高校生等への修学支援
- ✓ 高等教育の修学支援の在り方の検討
- ✓ フラット35地域連携型の拡充
- ✓ 出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の検討
- ✓ 育児休業給付の在り方の検討
- ✓ 児童手当の効果的な支給・支給要件の在り方等の検討

○ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

全ての子どもが、良好な家庭環境や社会環境の中で、健やかで安全・安心に成長できるよう、関係機関・団体が連携し、主に以下の取組を行う。

＜社会全体・地域全体での支援＞

- ✓ いわゆる未就園児やその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進の検討
- ✓ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した在宅の3歳未満児及び未就園児に対する支援の充実の検討
- ✓ 「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の推進
- ✓ 小学校教育と円滑に接続するための幼保小の架け橋プログラム事業、自治体の幼児教育推進体制の整備
- ✓ 地域における家庭教育支援の推進体制の構築
- ✓ 地域と学校が連携・協働する体制の構築
- ✓ 地域における各協議会の活動再編・活性化のための体制整備

＜安全・安心の確保＞

- ✓ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等の推進
- ✓ 児童の性的搾取等に係る対策の強化
- ✓ こどもをわいせつ行為から守る環境整備（日本版DBSの在り方の検討）
- ✓ 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止
- ✓ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）の検討
- ✓ インターネット上での誹謗中傷に対する人権啓発活動の実施
- ✓ 児童生徒に対する法教育の更なる推進
- ✓ 法務少年支援センターにおける地域援助の推進
- ✓ 民間ボランティアによる犯罪予防活動等の促進
- ✓ 通学路における交通安全の確保
- ✓ 放課後におけるこどもの居場所に関する調査

○ 成育環境に関わらず、誰ひとり取り残すことなく健やかな成長を保障する

ひとり親家庭、障害のある子ども等様々な家庭・子どもへの支援を行うとともに、児童虐待の防止や社会的養育の充実を図るため、主に以下の取組を行う。

＜児童虐待防止・社会的養護・ひとり親家庭への支援・子どもの貧困関係＞

- ✓ 児童虐待防止等のための児童相談所等の人材養成と体制強化・関係機関との連携
- ✓ 里親委託の推進
- ✓ 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の推進
- ✓ 地域における子どもの見守り支援(子ども食堂等の地域ネットワーク醸成)
- ✓ 一時保護開始時の司法審査導入
- ✓ 一時保護所の定員超過解消
- ✓ 社会的養護経験者等の自立支援の推進
- ✓ 被虐待児童等に対する法律相談援助
- ✓ ひとり親の就労支援の推進
- ✓ 父母の離婚等に伴う問題への対応等の検討
- ✓ 子供の未来応援基金による支援(「子供の未来応援国民運動」の推進)
- ✓ こどもに関する各種データの連携によるプッシュ型支援の検討
(こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおいて議論)

＜障害児支援等関係＞

- ✓ 障害のある子どもの保育等
- ✓ 障害児入所施設の入所児童の円滑な移行支援のための新たな枠組みの構築
- ✓ 学校において医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援の充実
- ✓ ヤングケアラーの支援体制の強化
- ✓ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

○ 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

必要な人に情報や支援が届くための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援を行うとともに、関係機関・団体間の連携ネットワークを強化するため、主に以下の取組を行う。

- ✓ 子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのための体制整備
- ✓ 子ども・若者に関する総合的相談・支援体制の確保(「子ども・若者総合相談センター等」)
- ✓ 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進(「ユース政策モニター」)(再掲)
- ✓ こどもの意見を聴取する手法の調査研究
- ✓ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり(大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」)(再掲)
- ✓ 子育てワンストップサービス(サービス検索・オンライン申請)の推進
- ✓ こども政策に関する新たな大綱の策定に向けた検討
- ✓ 就学前のこどもの育ちに係る基本方針(仮称)の策定に向けた検討

少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力にこども政策を推し進めるために必要な安定財源の確保について(※)、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていく。その際には、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。(※)子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るための財源を含む。

【経済財政運営と改革の基本方針2021 抜粋】（令和3年6月18日閣議決定）①

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

（1）結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法 附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、K P I を定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2021 抜粋】（令和3年6月18日閣議決定）②

（2）未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法 附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

少子化社会対策大綱（概要）

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

- ・少子化社会対策基本法※1に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

<背景>

- ・少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
 - ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下　・背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因
 - ・希望の実現を阻む隘路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

<基本的な目標>

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる（結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意）

<基本的な考え方>

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進　・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ（結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに施策の方向性を整理

<施策の推進体制等>

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抄） 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※2 本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

項目	目標
(1) 妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す	
妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む都道府県の数	2024年度までに47都道府県
結婚支援に取り組む都道府県の数	2024年度までに47都道府県
産後ケア事業の実施自治体数	2024年度末までの全国展開
小児慢性特定疾病に係るデータ提供件数	前年度の件数以上
男性の育児休業取得率	2025年までに30%
全世帯と生活保護世帯の高等学校等進学率の差	前年度と同程度またはそれを下回る
住民税非課税世帯の大学等への進学率	前年度実績以上
学生の経済的理由による中退率	前年度より減
各年度の直近3か年の経済的理由による高等学校中退者数の平均値	前年度を下回る
保育所等における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備	365か所
保育所等における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づくブロック塀等改修整備	260か所

項目	目標
(2) 全てのこどもに、健やかで安全・安心に育つことができる環境を提供する	
認可保育所等の定員	2021年度～2024年度末までに 約14万人分増
新・放課後子ども総合プランに基づく受け皿整備	2023年度までに 約30万人分増
地域学校協働活動の推進	2022年度までに全ての小中学校区
地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合	改善
フィルタリング認知率	2025年度までに75%
(3) 生育環境にかかわらず誰ひとり取り残すことなく健やかな育ちを保障する	
児童発達支援センターの設置数	2023年度末までに各市町村に1箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置を含む）
医療的ケア児支援センターを設置した都道府県数	2022年度までに47都道府県
学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合	2024年度までに100%
里親の拡充	
里親等委託率（3歳未満）	2024年度末までに75%
里親等委託率（乳幼児）	2026年度末までに75%
里親等委託率（学童期以降）	2029年度末までに50%
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合	毎年度90%以上
(4) 全てのこどもに、健やかで安全・安心に育つことができる環境を提供する	
結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	2025年までに50%